改正後	改正前
第二条　法第三条第二項の農林水産省令で定める試験成績は、次に掲げる試験成績（微生物農薬については、第四号に掲げる試験成績）とする。 一　（略） 二　規則第二条第一項第二号に掲げる試験成績（色調、形状及び臭気に関する試験成績を除く。） 三～七　（略） 八　規則第二条第一項第九号に掲げる試験成績のうち、生活環境動植物及び家畜（蜜蜂に限る。）への影響に関するもの（蜜蜂の蜂群への影響評価試験に関するものを除く。） 九　（略）	**第二条**　法第三条第二項の農林水産省令で定める試験成績は、次に掲げる試験成績（微生物農薬については、第四号に掲げる試験成績）とする。 一　（略） 二　規則第二条第一項第二号に掲げる試験成績のうち、有効成分の物理的化学的性状（色調、形状及び臭気を除く。）に関するもの 三～七　（略） 八　規則第二条第一項第九号に掲げる試験成績のうち、水産動植物への影響に関するもの 九　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。ただし、第一条中農薬取締法施行規則第十一条第一項第一号、第十三条及び第十九条第一項第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に開始した試験の試験成績については、第二条の規定による改正後の特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○農林水産省令第十二号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第二十条第三項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十六条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

農林水産大臣　吉川　貴盛

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（食品表示・規格監視室及び米穀流通監視室並びに表示適正化専門官、監視専門官、米穀監視専門官、米穀監視特別専門官、消費生活専門官、食育推進専門官及び食育推進指導官） **第十七条**　消費者行政・食育課に、食品表示・規格監視室及び米穀流通監視室並びに表示適正化専門官一人、監視専門官三人、米穀監視専門官五人、米穀監視特別専門官一人、消費生活専門官一人、食育推進専門官一人及び食育推進指導官一人を置く。 2～11　（略）	（食品表示・規格監視室及び米穀流通監視室並びに表示適正化専門官、監視専門官、米穀監視専門官、米穀監視特別専門官、消費生活専門官及び食育推進専門官） **第十七条**　消費者行政・食育課に、食品表示・規格監視室及び米穀流通監視室並びに表示適正化専門官一人、監視専門官三人、米穀監視専門官五人、米穀監視特別専門官一人、消費生活専門官一人及び食育推進専門官一人を置く。 2～11　（略）
（経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官） **第六十二条**　農地資源課に、経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官二人を置く。 2～5　（略） 6　事業推進企画官は、命を受けて、土地改良事業の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。 （地方参事官） **第百五十八条**　地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官七十五人を置く。 2　（略）	12　食育推進指導官は、食育の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。 （和食室及び外食産業室並びに食文化専門官） **第二十五条**　食文化・市場開拓課に、和食室及び外食産業室並びに食文化専門官一人を置く。 2～6　（略） （削る）
（新設）	（和食室及び外食産業室並びに食文化専門官及び食育推進指導官） **第二十五条**　食文化・市場開拓課に、和食室及び外食産業室並びに食文化専門官及び食育推進指導官それぞれ一人を置く。 2～6　（略） 7　食育推進指導官は、食育の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。 （経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官） **第六十二条**　農地資源課に、経営体育成基盤整備推進室及び多面的機能支払推進室並びに事業推進企画官一人を置く。 2～5　（略） 6　事業推進企画官は、土地改良事業の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。 （地方参事官） **第百五十八条**　地方農政局に、各地方農政局を通じて地方参事官七十六人を置く。 2　（略）